

宇美町スポーツ協会規約

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会は、宇美町スポーツ協会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、宇美町住民福祉センター内に置く。
(宇美町平和1丁目1-1)

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、宇美町のスポーツを振興し、町民の体力向上とスポーツ精神を養う事により相互の融和を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) スポーツ振興に対する計画、実施及びその指導を行うこと。
- (2) スポーツ振興について、町の施策に協力すること。
- (3) スポーツに関する研究調査を行うこと。
- (4) 加盟団体相互の連絡調整を行うこと。
- (5) スポーツに関する広報活動を行うこと。
- (6) その他、会の目的を達成するために必要な事業を行うこと。

第3章 加盟団体の加入及び脱会

(加盟団体)

第5条 本会は、町内種目別競技団体をもって構成する。

(加入及び脱会)

第6条 本会に加入しようとする団体は、次の書類を会長に提出し、理事会の同意を得なければならない。

- (1) 加入申請書
- (2) 規約
- (3) 会員名簿(役員名簿も含む)
- (4) 当該年度事業及び予算書

第7条 加盟団体が脱会しようとするときは、脱会願いを提出し理事会の同意を得るものとする。

2 本会の加盟団体としてふさわしくない行為があったときは、理事会の議決を経て会長がこれを退会させることができる。

第4章 役員、監事及び事務局員

(役員、監事及び事務局員)

第8条 本会に次の役員、監事及び事務局員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 専門部長 3名
- (5) 副専門部長 若干名(現行6名)
- (6) 監事 2名
- (7) 事務局員 1名

第9条 前条の者は理事を兼ねない。

第10条 役員及び監事の選出並びに職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は立候補及び役員選出小委員会(選挙管理委員会を兼ねる)で推薦し、理事会の承認を得る。
- (2) 副会長、事務局長、専門部長、副専門部長及び監事は会長が推薦し、理事会の承認を得る。
- (3) 事務局員は、役員会で人選し雇用する。
- (4) 会長は、会を代表し会務を統轄する。
- (5) 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるときは職務を代行する。
- (6) 事務局長は会長・副会長を補佐し会の業務を行う。
- (7) 専門部長は各専門委員会を統轄する。
- (8) 副専門部長は、専門部長を補佐し各専門委員会の業務を行う。
- (9) 事務局員は、事務局長を補佐し、会計業務を行う。

第11条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または、増員による役員任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 理事及び顧問

(理事)

第12条 本会の理事は次のとおりとする。

- (1) 各部会 2名(内1名は部会代表者)
- 2 本会の専門理事を設ける。専門理事は委員会等には属さず、必要に応じて案内する。
 - (1) 青年団代表者 1名
 - (2) スポーツ少年団 1名
 - (3) ふみの里スポーツクラブ 1名
 - (4) スポーツ推進委員 1名

(顧問)

第13条 本会に、顧問を置くことができる。

2 顧問は必要に応じて総会及び理事会に出席し、意見を述べることができる。

第6章 会 議

(会 議)

第14条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会
- (3) 役 員 会
- (4) 専門委員会

2 本会にその他の委員会を置くことができる。

(総 会)

第15条 総会は、本会の最高議決機関であり、会長が招集し、役員、理事、監事の出席をもって毎年1回開催する。但し、会長が必要と認めるときは臨時に開催することができる。

2 総会は次のことを審議決定する。

- (1) 事業報告及び計画に関すること。
- (2) 予算及び決算に関すること。
- (3) 役員の改選に関すること。
- (4) 規約の制定及び改廃に関すること。
- (5) その他必要と認める事項。

(理 事 会)

第16条 理事会は、必要に応じて会長が招集する。

2 理事会は、次のことを審議決定する。

- (1) 事業の執行に関すること。
- (2) 予算の執行に関すること。
- (3) 加盟団体の加入・脱会に関すること。
- (4) その他必要と認める事項。

(役 員 会)

第17条 役員会は、会長、副会長、事務局長、専門部長、副専門部長をもって構成し、会長が招集する。

2 役員会は、次のことを行う。

- (1) 本会を運営し、審議事項を理事会及び専門委員会へ提出する。
- (2) 行政及びその他の機関への協議、調整を行う。
- (3) その他必要と認める事項。

(専 門 委 員 会)

第18条 専門委員会に次の委員会を置く。

- (1) 総務委員会
- (2) 広報委員会
- (3) 競技委員会

2 専門委員会はその専門分野について審議及び調査研究を行う。

(その他の委員会)

第 19 条 本会に役員選出小委員会を置くことができる。役員選出小委員会は、理事会において選出する。なお、別に定める申し合わせ事項により、運営する。

第 20 条 本会に表彰委員会を置くことができる。表彰委員会は、理事会において選出する。なお、別に定める表彰規定により運営する。

第 21 条 本会に各種実行委員会を置くことができる。

(会議の成立及び議決)

第 22 条 本会の全ての会議は、構成人員の過半数以上の出席（委任状も含む）で成立し、議決は出席者の過半数の同意を得なければならない。

第 7 章 会 計

(会 計)

第 23 条 本会の経費は、次の収入をもって充てる。

- (1) 会 費
- (2) 町 補 助 金
- (3) 寄 付 金
- (4) その他の収入

第 24 条 本会の会計年度は、毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

第 25 条 事務局は、会計年度終了後に決算報告書を監事に提出し、監査を受けた上、総会の承認を受けなければならない。

第 8 章 報 告 義 務

(報 告)

第 26 条 この会の加盟団体は、各部会総会終了後すみやかに次の書類を提出しなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 会員名簿（役員名簿も含む）
- (3) 前年度事業報告書及び新年度事業計画書
- (4) 前年度決算書及び新年度予算書

(附 則)

- 1 この規約は、昭和49年6月1日から施行する。
- 2 この規約は、昭和60年4月1日一部改正
- 3 この規約は、昭和62年4月1日一部改正
- 4 この規約は、平成元年4月1日一部改正
- 5 この規約は、平成5年4月1日一部改正
- 6 この規約は、平成7年5月12日一部改正
- 7 この規約は、平成7年7月4日一部改正
- 8 この規約は、平成13年4月13日一部改正
- 9 この規約は、平成21年4月11日一部改正
- 10 この規約は、平成23年4月9日一部改正
- 11 この規約は、平成25年4月6日一部改正
- 12 この規約は、平成27年4月4日一部改正
- 13 この規約は、平成29年4月8日一部改正
- 14 この規約は、平成30年4月7日一部改正 (協会名称変更)
- 15 この規約は、令和5年4月8日一部改正